

労働政策研究報告書 No. 82

2007

JILPT: The Japan Institute for Labour Policy and Training

NPO就労発展への道筋

一人材・財政・法制度から考える―

労働政策研究 · 研修機構

NPO 就労発展への道筋 一人材・財政・法制度から考える一

独立行政法人 労働政策研究·研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

まえがき

NPO という言葉が一般に根付き始めたのは、この 10 年のことである。この間我が国は前例のない不況の中で、高齢者介護問題、ニートやフリーターの増加、子供への虐待、薬物汚染、食品に対する不安、地震や台風などの災害など、様々な社会問題に直面してきた。このような社会不安に対し、地域社会が自ら解決しようと NPO を立ち上げ活動を行うようになってきている。

1998年の特定非営利活動促進法 (NPO 法) 施行を受けて、特定非営利活動法人 (NPO 法人) の数は増加の一途をたどり、現在 3 万団体を数えるまでになっている。行政もこれまで自ら行ってきた公共サービスを民間に託す動きが活発になってきており、今後 NPO の果たすべき役割は大きくなっていくことは間違いない。

本研究は、「NPO の『就労』に関する研究」というテーマで 2003 年度から 3 年にかけて調査分析を実施してきた。これまでの研究の中で NPO の発展のためには人材の確保、財政の安定と法整備が必要であるとの課題を投げかけているものの、実際どのように充実させていけばよいのかについては漠然とした状況であった。本報告書では、過去 3 年間の調査データを使い、人材・財政の視点からさらに分析を深め、新たに聞きとり調査を実施し、より詳細な実態に迫ろうとした。また、先進諸外国におけるボランティアをめぐる法整備についてのまとめも行い、日本への示唆するものを提示することにした。

NPOと「就労」に関する研究はまだ緒についたばかりであり、本研究は今後進められるべき研究蓄積の最初の一里塚とも言うべきものであるが、これまで必ずしも整理されてこなかった数々の知見を提供できているのではないかと考える。本研究報告書が広く読まれ、今後のNPOの発展と、NPOの「就労」を考える上で政策担当者をはじめ、NPOに携わる人々の参考になれば幸いである。

2007年3月

独立行政法人 労働政策研究·研修機構 理事長 小 野 旭

「NPO 就労発展への道筋―人材・財政・法制度から考える―」 執筆担当者 (五十音順)

氏 名	所属	執筆担当
いけぞえ ひろくに 池添 弘邦	労働政策研究・研修機構 副主任研究員	第8章第4節
いしだ ゆう 石田 祐	財団法人 ひょうご震災記念 21 世紀研究 機構 安全安心社会研究所 研究員	第4章
いわなが まさあき 岩永 昌晃	京都大学 大学院法学研究科 研修員	第8章第3節
ずらきか じゅんこ 浦坂 純子	同志社大学 社会学部 助教授	第1章
ぉ の	労働政策研究・研修機構 研究員	序章
こたぎり やすひこ 小田切 康彦	同志社大学 大学院総合政策科学研究科 博士課程	第 5 章
ル早川 真理	三重大学 人文学部 専任講師	第8章第2節
たなか なおき 田中 尚輝	特定非営利活動法人 市民福祉団体全国協議会 專務理事	補論
はしもと ようこ橋本 陽子	学習院大学 法学部 教授	第8章第1節
あじもと たかし 藤本 隆史	労働政策研究・研修機構 アシスタント・フェロー	第3章、第7章
もりやま ともひこ 森山 智彦	同志社大学 大学院社会学研究科 博士課程	第 2 章
やまうちなおと山内直人	大阪大学 大学院国際公共政策研究科教授	第 6 章

*執筆者以外の研究参加者:浅尾 裕 (労働政策研究・研修機構 主席統括研究員)

目 次

まえがき

はじめに 1. NPO の新しい潮流 2. 多様な活動形態で構成される NPO 第1節 これまでの研究から得られた知見と課題	···· 1 ···· 2 ···· 5 ···· 5 ···· 7 ···· 8
2. 多様な活動形態で構成される NPO	···· 2 ···· 5 ···· 5 ···· 7 ···· 8
	·····5 ·····7 ·····8
第1節 これまでの研究から得られた知見と課題	·····5 ·····7 ·····8
	·····7 ·····8
1. 有給職員をめぐる問題と課題	8
2. ボランティアをめぐる問題と課題	
第2節 報告書の構成と調査概要	
1. 報告書の構成	
2. 調査方法	
第3節 報告書の概要	9
1. 労働条件と継続意思―団体要因から考える―(第1章)	9
2. 事務局長のキャリア、役割、働き方―組織への影響を考える―(第2章) …	
3. 高齢者の NPO 参加(第 3 章) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	…12
4. NPO 法人における財源の多様性と団体の自立性―行政委託事業収入が与える	
影響を中心に―(第4章)	13
5. 行政の事業委託が NPO 就労に及ぼす影響—事例調査からの考察— (第5章)	
6. 指定管理者制度が NPO 活動に与える影響(第 6 章)	
7. NPO と企業の連携の可能性(第 7 章)	16
8. ボランティアをめぐる諸外国の法制度(第8章)	17
9. 労働の成果の分配論―利己を超える「労働」を考える―(補論)	19
● 第I部 人材面での充実をめざして	
第 1 亲 - 光科条件 1 继续亲田 - 国体而国办之来。 7	ດດ
第 1 章 労働条件と継続意思—団体要因から考える—	
第2節 分析のフレームワーク:検証仮説第3節 調査概要および結果	
- 第3即 - 調査概要ねよ∪結果 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1. 団体 A (1) 調査対象者のキャリアおよび労働条件	

(2)	経済的処遇の決定要因29
(3)	労務管理上の工夫29
(4)	行政などとの協働関係および事業受託30
2. 🗵	団体 B · · · · · · · · 30
(1)	調査対象者のキャリアおよび労働条件30
(2)	経済的処遇の決定要因30
(3)	労務管理上の工夫31
3. 🗔	団体 C ······31
(1)	調査対象者のキャリアおよび労働条件31
(2)	経済的処遇の決定要因32
(3)	労務管理上の工夫33
(4)	行政などとの協働関係および事業受託34
4. 🗵	団体 D ······35
(1)	調査対象者のキャリアおよび労働条件 35
	経済的処遇の決定要因36
(3)	労務管理上の工夫38
	行政などとの協働関係および事業受託38
	II体 E ······39
(1)	調査対象者のキャリアおよび労働条件 39
(2)	経済的処遇の決定要因39
	行政などとの協働関係および事業受託41
6. □	団体 F ········42
	調査対象者のキャリアおよび労働条件 42
(2)	経済的処遇の決定要因 42
(3)	労務管理上の工夫 44
	行政などとの協働関係および事業受託44
	その他特記すべき実態 ···········45
7 . □	団体 G ·······45
	調査対象者のキャリアおよび労働条件 45
	経済的処遇の決定要因 46
(3)	労務管理上の工夫 46
	行政などとの協働関係および事業受託47
	その他特記すべき実態 ··········48
	団体 H ········48
(1)	有給職員雇用の経緯およびその後の変化49

(2) 調査対象者のキャリアおよび労働条件	49
(3) 経済的処遇の決定要因	49
(4) 行政などとの協働関係および事業受託	50
9. 団体 I ·····	50
(1) 有給職員雇用の経緯およびその後の変化	50
(2) 調査対象者のキャリアおよび労働条件	51
(3) 経済的処遇の決定要因	52
(4) 労務管理上の工夫	52
(5) 行政などとの協働関係および事業受託	·····53
10. 団体 J・団体 K	54
(1) 団体 J	54
(2) 団体 K	55
第 4 節 考察	56
第2章 事務局長のキャリア、役割、働き方	
はじめに	59
第1節 所属団体の属性	61
1. 所属団体の総人数、活動分野	
2. 所属団体の財政規模、存続年数	63
第2節 事務局長という人々	64
1. 個人属性	64
2. 活動のスタイル	65
3. キャリア	
(1) 現在までの仕事経験	66
(2) 過去の NPO 活動経験	67
4. 活動のきっかけ、動機	68
5. 意識	70
6. 社会活動	72
第3節 事務局長の業務とキャリア、属性との関連	····· 73
1. 活動内容	73
2. 団体属性、個人属性と活動内容との関連	75
3. キャリアと活動内容の関連	76
第4節 業務の集中と活動時間の超過	
1. 活動時間の分布	78
2. 活動時間、長時間労働の規定要因	80

3. 活動時間の超過がもたらす影響85
(1) 心理面への影響85
(2) 継続意思への影響86
第5節 まとめ90
第3章 高齢者の NPO 参加 ······ 94
はじめに94
第1節 NPO活動の主な担い手としての高齢者 95
第 2 節 NPO における高齢者参加の実態 98
第 3 節 高齢者の NPO 活動に対する意識 103
第 4 節 まとめ 多様なライフコースの選択肢としての NPO 109
●第Ⅱ部 財政面での安定をめざして
第4章 財源の多様性と団体の自立性
—行政委託事業収入が与える影響を中心に—115
はじめに115
第 1 節 先行研究—NPO における財源の多様性と自立性—118
1. N PO のミッションと自立的マネジメントの必要性118
2. N PO 自立のための財源の多様性がミッションの遂行に与える影響119
3. 行政委託事業収入の獲得が NPO の雇用環境に与える影響122
第 2 節 財源の多様性—NPO 法人の収入構造の状況から—123
1. 年間収入124
(1) 団体の属性で見た年間収入―活動分野、所在地、設立年―124
(2) 年間収入の変化―2000 年度から 2002 年度にかけて―126
2. 行政委託事業収入127
(1) 活動分野別に見た行政委託事業収入の受託団体数比率と収入額129
(2) 年間収入に占める行政委託事業収入130
(3) 2000 年度から 2002 年度への行政委託事業収入の変化131
3. 企業会員費収入132
4. 企業からの寄付金・協賛金等収入134
5. 自主事業収入 ······135
6. 財源の多様性138
第3節 行政委託事業収入と雇用環境・労働条件の関係性141

	1.	有給職員の雇用基盤―正規・非正規職員の比率と増減、過不足感―1	41
	2.	有給職員の労働条件―正規職員の年収、非正規職員の雇用環境・条件、	
		保険加入—1	44
	3.	活動状態—活動頻度、任意団体設立年—1	46
	第41	新 NPO 法人における財源の多様性と自立性の関係1	48
	1.	財源の多様性が自立性に与える影響1	48
	2.	財源の多様性指標1	49
	第 5 1	前 おわりに―財源の多様性の視点からの考察―1	50
笋	5章	行政の事業委託が NPO の雇用・労働環境に及ぼす影響	
ᄽ	0 早	- 事例調査からの考察	57
	第11		
	第 2 1		
	第31		
		事例 NPO の概要と事業委託の実態 ·······1	
		.) 団体の概要 ····································	
		z) 事業委託の状況1	
	;)	8) 事業委託の背景・目的と団体内での位置づけ1	61
		事業委託に伴う雇用・労働条件の変化1	
	()雇用調整1	63
	(2	2) 雇用形態の変化	64
	;)	3) 業務量の変化1	65
	(4	1) 組織体制の変化―配置転換・異動―1	66
	第 4 1	節 考察と政策的含意1	67
第	6章	指定管理者制度が NPO 活動に与える影響	72
-1-	第11		
	第21		
	第31		
	第41		
	第 5 1		
	第61		
	第71		
	第81	新 結論と政策的含意1	83

第 7 章 NPO と企業の連携の可能性について	186
はじめに	186
第1節 企業の社会的貢献	186
第2節 企業から見た NPO との関係	189
第 3 節 NPO と企業の連携の実態 ·······	192
第 4 節 NPO と企業の協働の可能性 ······	196
●第Ⅲ部 法制度の整備—諸外国の法制度からの示唆—	
第 8 章 ボランティアをめぐる諸外国の法制度	205
第1節 ドイツにおけるボランティアの社会的保護 ······	
はじめに	
1. ボランティアに対する労働法・社会保険法の適用の有無	
(1) 労働法の適用の有無	
(2) 社会保険の適用の有無	206
(3) 労災保険の適用可能性	206
2. 税法上の取扱	208
(1)費用補填(Aufwandsersatz;Aufwandsentschädigung)に対する課税』	免除 …208
(2) 就労免除(ボランティア休暇)	209
3. ボランティアに対する特別法の有無	209
(1) 若者のための社会的活動年度および環境活動年度のための法律	209
(2) 名誉職裁判官	210
4. さらなるボランティア活動促進のための提案―損害賠償責任の軽減、	
第2失業手当の資力調査における費用補填の控除、老齢年金の保障―	210
5. まとめ	211
第2節 フランスにおけるボランティアの地位	213
1. ボランティア就業者の法的地位	213
2. ボランティア就業者のセーフティネット	213
(1) 活動中の事故・病気	213
(2) 年金取扱い	215
3. 特別法	
(1) 国民役務法典改正に伴い導入された制度	215
(2) その他個別法によって導入された制度	217
(3) 職業訓練としての有償ボランティア	218

4. まとめ	$\cdots\cdots 218$
【資料1】国民役務法典(抜粋)	219
【資料2】2005年2月23日の法律(Loi no 2005-159 du 23 février 2005	relative
au contrat de volontariat de solidarité internationale)(抜料	<u>i</u>)223
【資料3】2006年5月 23 日の法律(Loi no2006-586 du 23 mai 2006 rela	ative au
volontariat associtif et à l'engagement éducatif)(抜粋) …	225
第3節 イギリスのボランティアをめぐる法制度	228
1. 労働法の適用	228
(1) 労働法の適用対象	228
(2) ボランティア活動に対する労働法の適用について	229
(3) 学説	231
2. セーフティネット	232
(1) 活動中の負傷に対する保護について	232
(2) 年金の処遇について	233
3. その他―ボランティアに関する法律(特別法的なもの)について―・	233
第4節 アメリカ合衆国におけるボランティアの法的取扱い	235
はじめに	235
1. ボランティア活動の実態	235
2. ボランティアに関する制定法	236
3. ボランティアと雇用労働法	238
(1) ボランティアとその労務受領者との雇用関係性の有無	238
(2) 雇用労働法の人的適用範囲①―「労働者」の定義―	238
(3) 雇用労働法の人的適用範囲②―「使用者」の定義―	238
(4) 個別制定法	238
4. まとめ	243
●補 論 現場からの視点	
補論 労働の成果の分配論―利己を超える「労働」を考える―	
はじめに	
第1節 支払い労働と不払い労働	
1. 労働とは	
2. 支払い労働と不払い労働	
3. 労働の再配分方式	
第2節 労働の転機	$\cdots \cdots 251$

1. 産業社会の弊害251
2. 利他主義としての労働252
3. 利他行動(主義)253
4. 利他労働と利己労働の分業254
第3節 新しい労働255
1. 不払い労働の利用主義255
2. ボランティア支援か、行政施策か256
3. 利他としての労働の成立258
●資料編
「NPO 法人における能力開発と雇用創出に関する調査」調査票261
「企業との連携と有償ボランティアの活用についての調査」調査票271
「NPO 活動と就業に関する実態調査」調査票275